

一般会計予算・決算審査特別委員会記録【未校正】

○招集日時 令和7年 3月17日(月)午後 1時00分

○招集場所 議事堂大会議室

○出席委員

委員長	佐藤隆治
副委員長	山野井隆
委員	長塚美雪
〃	古谷貴子
〃	杉山尊宣
〃	佐野太一
〃	海東一弘
〃	久保田真澄
〃	関川翔
〃	遠山智恵子

○欠席委員 なし

○出席説明員

市長	中村修
教育長	伊藤哲
総務部長	鈴木文江
政策推進部長	齋藤嘉彦
財政部長	田中英樹
福祉部長	彦坂哲
健康増進部長	渡来真一
まちづくり振興部長	野口昇
建設部長	前野拓
都市整備部長	浅野和生
教育部長	井橋貞夫
消防長	岡田直紀
会計管理者	石塚幸夫
総務課長	松崎剛
政策推進課長	高中誠
財政課長	海老原輝夫

子育て支援課長	佐藤睦子
子ども青少年課長	長塚逸人
財政課副参事	谷池公治
政策推進課長補佐	平野菜穂子
子育て支援課長補佐	飯塚千絵子
子ども青少年課長補佐	蛭田 暁

- 職務のため出席した者
- | | | | |
|----------|---|-----|----|
| 議長 | 長 | 岩澤 | 信 |
| 議会事務局長 | | 前野 | 拓 |
| 議会事務局長補佐 | | 小笠原 | 一裕 |
- 付託事件 議案第19号 令和7年度取手市一般会計予算
- 調査事件 (1) 委員間討議
- 審査の経過

ここから音校正済

午後 1 時 分開議

○佐藤委員長 ただいまの出席委員数は 10 名、定足数に達しておりますので会議は成立します。

ただいまから、一般会計予算・決算審査特別委員会を開きます。

次に、本日の会議の映像は、市議会ユーチューブサイトでライブ配信します。また、配信は通常の固定カメラによる動画配信のほか、全方位カメラを使った 360 度の動画配信も行います。そのため、市議会ユーチューブサイトから 2 種類のライブ配信映像を御覧いただけます。当委員会の審査順序は、サイドボックスに登載したとおりです。

それでは、審査を行います。それでは、3月14日【「14日」を「13日」に発言訂正】に引き続き、議案第19号、令和7年度取手市一般会計予算について審査を行います。最初に、令和7年度取手市一般会計予算に関する委員会としての総括質疑を、副委員長の山野井委員が代表して行います。この総括質疑は時間や回数制限はありませんが、簡明に論点を整理して質疑願います。山野井委員、よろしく願います。

山野井副委員長。

○山野井委員 予算・決算特別委員会副委員長の山野井 隆でございます。今回は、令和7年度の一般会計当初予算、504億4,000万円について、委員会で3月12日とそれから13日、2日間集中して審議を行わせていただきました。その上で、委員皆さんでお話し合いをして、総括質疑を6項目に絞らせていただきました。ただいまから、その6項目の質疑を順序立てて質疑していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、農業振興について、お伺いします。日本の食料自給率は現在、カロリーベースで約38%、生産額ベースで58%と、主要先進国の中でも極めて低い水準にあります。

食料を輸入に依存している現状は、近年の異常気象や国際情勢の変化や物流の混乱によって、深刻な影響を受けるリスクをはらんでいます。現在、需給ギャップによって米価が高騰しており、食料安全保障の観点からも、農産物——特にお米の供給能力を底上げする必要に迫られています。このような状況下において、取手市においては強い農業を目指した政策を進めていただきたく存じます。まずは、既存農家に対する支援の拡充です。燃料費や資材費の高騰が続く中、省力化・効率化に向けたスマート農業の導入や、法人化・経営体の強化に向けたサポートが必要だと考えます。また、認定農業者補助金要綱の規制緩和も検討すべきと考えます。現状と今後の方針について伺います。

次に、新規就農者の確保についてです。農地の下限面積撤廃による個人の新規参入に加え、異業種による農業の新規参入が増えています。令和4年度は4,202法人が新規参入しており、その約半数が異業種参入であり、建設業や製造業・小売業・サービス業など、農業との直接的な関連がない分野の企業も参入しています。一例を挙げると、建設業者が全体の9%で、397社が参入しています。市内商工業者や建設業協会など、新規参入を促進する考えがあるかを伺います。そのためにも、農業の生産性を向上させるためには、農地の集積化が不可欠であります。遊休農地の活用促進や貸出しのマッチングを進めるために、具体的な政策について市の考えを伺います。国の農地集積バンクなどの制度を活用し、さらなる農地の集約化を進める方針があるのかもあわせてお聞かせください。また、本市の農産物を全国にPRし、農家の収益向上につなげるためには、ふるさと納税返礼品としての活用が有効であると思います。令和5年ふるさと取手応援寄附金事業に要する経費の資料を見ると、返礼品目としてトレンドである農産物・農産加工品の件数358件と、大変少ないと感じています。農産品や農産加工品目を増やすことで、財源確保につながります。また、保存食として乾燥野菜やレトルト米飯などを開発し、災害時の備蓄として活用できるものと考えます。7年連続関東1位の寄附額99億円を誇る自治体の寄附額が54億円まで減少した要因は、主力返礼品であった米の調達不足であることが分かりました。ふるさと納税を通じて本市の農産物のブランド化や販路拡大を図る考えがあるのか、市の方針を伺います。以上、農業振興に関する総括的な視点から、市の現状と今後の方針について御答弁をお願いします。

○佐藤委員長 すみません。先ほど14日に引き続きと申し上げましたが、13日に引き続きの間違いで、訂正させていただきます。

それでは、答弁をお願いします。

中村市長。

○中村市長 山野井副委員長の御質疑に答弁をいたします。農業振興策の強化は、地域経済の活性化や食料安全保障の確保において、非常に重要な課題であると認識をしております。現在、日本の食料自給率低迷が問題となっている中、昨年からの米不足、野菜の高騰に直面することで、改めて農業の重要性が浮き彫りになってきておるところでございます。取手市の農業は農地面積の約97%が水田で、水稻生産が盛んに行われており、現在も2,000ヘクタールを超える優良農地が農家の皆さんの御尽力により維持されているところでございます。近年は、農業者の高齢化や後継者不足が顕著化している

状況であります。担い手の農地を集積・集約化することで、農業の効率化と高い生産性が図られるよう推進しているところであります。御質疑の内容につきましては、国・県の施策と合わせて、地域の実情や特性を踏まえた上で、農業者の農業関係機関の意見を聴き、市としましても効果的な振興策による持続可能な農業の推進に取り組んでまいりたいと考えております。詳細につきましては、担当部長より答弁いたします。

○佐藤委員長 野口部長。

○野口まちづくり振興部長 まちづくり振興部、野口です。市長の補足答弁をさせていただきます。御質疑の既存農家に対する支援の拡充についてですが、市においてもスマート農業の導入や経営の法人化は、農業の省力化や効率化に向けた生産体制を構築し、農作物の生産向上に寄与することが期待されており、さらに推進することが重要だと考えております。市内でも、国の補助制度を活用してスマート農業機械を導入し法人化した農家の方もおり、農業の規模拡大を図っております。市では農業者への支援策として、認定農業者等支援事業補助金や水田農業経営転作等実施補助金のほか、令和4年度・5年度においては国の交付金を活用し、物価高騰対策として生産販売農家緊急補助金交付の資金的なサポートを実施してまいりました。これらの補助金につきましては、他の自治体に比べ手厚く補助しております。また、認定農業者等支援事業補助金交付要綱の規制緩和については、国の農業政策を踏まえて、近隣自治体の状況を調査研究してまいりたいと考えております。今後も既存農家に対する支援策として、スマート農業の導入や集落営農などの推進にも力を入れ、また国県の支援策等と合わせて、認定農業者等補助金や転作等実施補助金などの市の補助制度を活用して、農業支援を図ってまいりたいと考えております。次に、新規就農者の確保についてですが、企業や個人にとらわれず、農業への新規参入が増えるということは、市としても喜ばしいことであり、農業者の高齢化や後継者不足の中、農業への新規参入促進は重要であると考えております。市では現在、就農希望があった場合、農政課と新規就農希望者で、つくば地域農業改良普及センターの協力を得て、作物の種類や規模・設備・農業従事者の人数などの計画と、目標所得の設定や経営に向けての営農計画書を作成しています。また、新規就農には多額の設備投資も必要となるケースもありますので、国の就農準備資金や経営開始資金・経営発展支援事業などの制度を紹介し、国県の交付金活用や必要な知識・技術を得るための研修参加と体験をあっせんすることで、就農者が継続的に営農できる環境づくりを行っております。特に稲作については現在、米価は高騰しておりますが、この先、米価の下落や気候変動による収量の低下など、農業者は常に将来への不確実性と向き合いながら営農をしていかなければならない状況にあると思えます。様々な条件がある中でも、就農を希望する農業者や企業が現れた場合は、引き続きつくば地域農業改良普及センターやJAなどの農業関係機関・農業委員会と連携し、就農支援を行っていきたいと考えております。3つ目の御質疑の農地の集積化についてですが、現在、市内の各地域の農地は分散、錯綜した農地利用をしている状況にあります。農業者の高齢化と地域の担い手不足が顕著になっている今、大規模農家に対して農地を集積、集約していく必要性があると考えておりますが、兼業農家が多い取手市では、所有している農地は自分で耕作するといった農家の方も少なくありません。集約化には課題も多くある

と考えております。また、今後は、集積、集約には農地バンク、農地中間管理機構の活用が必須条件となってきますので、農地利用の効率化を見込んでおります。現在、地域の農業者間での話し合いにより、10年後の地域農業の将来設計図を示す地域計画を作成しております。年度末の公表に向けて準備を進めています。計画策定後も引き続き農地関連の話し合いにより、随時見直し、修正を行っていく中で、集積、集約を推進してまいりたいと考えております。最後に、ふるさと納税返礼品の拡大については、今後も市内の農業団体や農業者に働きかけを行い、担当課と協議し、米や野菜、果樹などの返礼品の拡大を図っていきたくと考えております。農産物のブランド化に当たっては、通常の慣行栽培と差別化することで、ブランド化することができると考えておりますので、農業者や農業関係機関と協議していきたく考え——思っており——思っております。また現在、つくば市【「つくば市」を「つくばみらい市」に発言訂正】において、企業と連携して持続可能な農業の発展に取り組んでいると伺っております。取手市においても、他市の事例を参考にしながら、ブランド化についての調査研究を行っていきたくと考えております。以上です。

○佐藤委員長 山野井副委員長。

○山野井委員 御丁寧に——まだあるんですね。

○野口まちづくり振興部長 すみません、私、今つくば……

○佐藤委員長 野口部長。

○野口まちづくり振興部長 (続) つくばみらい市です。すみません。ちょっと間違えました。

○佐藤委員長 訂正認めます。

山野井副委員長。

○山野井委員 御丁寧に答弁いただきまして、ありがとうございます。既にもう予算は組まれておりますけれども、その中で最大限の努力をお願いしたいと思います。やはり、食料安全保障の観点非常に大事にさせていただきたいと思います。今、就農者の方は本当70歳代の方ばかりですから、10年後に本当にどうなってるのかというのを真剣に考えて進めていただければと思います。以上で農業振興についての質疑が終わります。

次に、こども政策推進に関する質疑を行います。取手市はこどもまんなか社会の実現に向けて、こども政策推進室を立ち上げました。そして、その実現に向けて様々な取組を行うことを宣言しました。しかし、こどもまんなか社会とは何を指すのか、その具体的な定義や目標が抽象的であり、市民にとって分かりにくいのではないのでしょうか。この政策を進めることで具体的にどのような効果が生まれ、市民の生活や子どもたちの成長にどのような変化をもたらすのかを明確に示すことが求められます。税を投入する以上、その成果を検証することは不可欠であります。それぞれの施策が目指す成果指標はどのように設定されているのでしょうか。また、政策の進捗を図るための具体的なKPI、重要業績評価指標は定められているのか、市の考えをお聞きします。さらに、政策の効果を客観的に評価する仕組みが必要です。例えば、子育て支援策の拡充による出生率の変化、待機児童の解消状況、子どもの貧困対策の成果など、定量的なデータに基づく評価が求められます。現在、市はどのような方法で政策の効果を測定し、検証しようとしているのかを伺います。

また、子ども政策の推進においては、市民の声を反映させることも重要です。市は子育て世代の意見をどのように政策に取り入れ、改善につなげるのか、フィードバックの仕組みについてもお聞きします。市民が実感できる形で成果を示すことが政策の継続と発展につながると考えますが、今後どのように成果を可視化し、市民に説明していくのか、市の方針を伺います。

○佐藤委員長 中村市長。

○中村市長 山野井副委員長の御質疑に答弁をいたします。まさに今、策定を進めているこども計画は、市の目指すこどもまんなかとはどういったものなのか、具体的にどういった取組を進めていくのか、どのように評価を行い、それをどのように検証していくのかといったことが示されている、市の子ども施策の道しるべになるものと考えております。単なる行政計画としてではなくて、市民の皆様をはじめ企業や団体・学校など、あらゆるステークホルダーと市のこどもまんなかに対するビジョンを共有することを目指して策定を進めてまいりました。パブリックコメントを経て、もう間もなくで完成いたしますので、議会の皆様とその思いを共有させていただければと思っています。具体的な指標の策定や評価方法、市民への周知方法につきましては、担当部長より答弁をいたします。

○佐藤委員長 鈴木部長。

○鈴木福祉部長 福祉部、鈴木です。補足答弁をさせていただきます。令和7年度予算で計上させていただいたこども政策プロモーション事業やこどもまんなか応援サポーターステッカー作成事業は、現在、策定を進めている取手市こども計画にひもづく事業となります。これらの事業をはじめ、本計画に基づくこどもまんなか社会の実現を目指して実施する取組につきましては、毎年度、進捗管理を行うとともに、次期計画策定の前年度となる令和10年度には、総合的な振り返りと評価を行う施策評価を実施することを、こども計画内でも定めているところです。また、指標につきましては、こどもまんなか目標、こどもまんなか指標というアウトカム指標・アウトプット指標を組み合わせた指標を設定し、評価の際の参考とすることとしております。指標の進捗状況や取組の実施状況については、庁内における子ども施策の推進に関する検討組織であるこども施策推進委員会や、外部審議機関である取手市児童福祉審議会において報告し、必要に応じて適宜見直しを図ってまいります。また、こども計画では子どもや若者・子育て当事者との対話の取組に注力していくことを掲げております。各種アンケート調査をはじめ、こども未来会議やその他、直接対話をする中で、当事者がどのように感じているのか、またどのような施策を望んでいるかなどをしっかりと肌で感じ、アップデートしながら、実効性・有効性の高い事業展開を目指してまいりたいと思っております。こうした対話の機会を通じて市民に説明するとともに、先ほど御説明しました進捗状況や施策の評価につきましては、ホームページ等で公開することで、成果の可視化を図ってまいりたいと思っております。以上です。

○佐藤委員長 山野井副委員長。

○山野井委員 御答弁ご丁寧ありがとうございました。予算が組まれている以上、子どもたちがたくさん元気に笑顔でにぎわえるまちづくり、これは保護者と――親とともに、取手に引っ越すとこんなに子育てしやすい、そして子どもたち自身も本当に楽しい、そう

いうまちづくりを、この予算の中でまずスタートしていただきたいと思います。ありがとうございました。

次に行きます。次は、地域交通公共交通についてお尋ねします——ごめんなさい。一つ飛ばしました。すみません。失礼しました、もとい、教育相談についてお尋ねします——すみません、パッドの性能がよすぎて下に行きすぎちゃった。すみません。順番フォローしてもらっていいですか。もとい、失礼いたしました。空き家等の適正管理についてお尋ねします。近年全国的に空き家が増加し、管理不全空き家が地域の安全や景観、防災面での課題となっています。取手市においても、空き家の増加を防ぐための対策が求められています。その根幹には所有者の財産処分が進まないという問題があります。市として、現在の空き家の実態をどのように把握し、どのような対策を講じているのかをお聞きします。現在の空き家対策は、管理不全空家への指導や、最終的には行政代執行の手続を取る流れになっています。しかし、行政代執行には高いハードルがあり、実際に執行するまでには多くの時間と費用がかかります。したがって、今後は空き家をつくらないという視点にシフトし、予防的な施策を強化するべきと考えますが、市としてこの方針について、どのように考えているのかをお聞かせください。そのための具体策として、成年後見制度の利用促進が挙げられます。高齢者の判断能力が低下すると、不動産の適切な管理や売却が困難になり、結果として空き家が発生しやすくなります。現在、市では成年後見制度に予算をつけていますが、実際の後見人任命までに時間がかかり過ぎること、財産を他人に任せることへの心理的抵抗、後見人への月額費用などが課題となっています。こうした現状に対し、市はどのように対応し、制度の利用促進を図っていくのかを伺います。また、成年後見制度だけでなく、家族信託の活用も並行して推進することが重要と考えます。家族信託は、本人の意思が明確なうちに財産管理の権限を家族に託す仕組みであり、成年後見制度に比べて費用や時間的に柔軟な対応が可能です。家族信託の普及——普及促進に向けて、市としてどのような支援が可能なのか、また専門家との連携や市民への情報提供の強化を検討する考えがあるのか、お聞かせください。

○佐藤委員長 答弁を求めます。

中村市長。

○中村市長 山野井副委員長の御質疑にご答弁申し上げます。近年、少子高齢化の進展や人口減少社会の到来により、全国的に空き家が増加しており、適正に管理されていない空き家が、周辺の生活環境に様々な悪影響を及ぼしていることが大きな社会問題となっております。このような背景から取手市としては、平成25年に取手市空き家等の適正管理に関する条例を制定したほか、令和3年には、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、市民の生命、身体または財産を保護することを目的とした取手市空家等対策計画を策定するなど、空き家対策を推進してまいりました。市の空き家対策としては、これまで周囲に悪影響を及ぼしている空き家所有者に対して、所有者の責務が果たされるよう、適正管理の必要性などを助言するとともに、倒壊などの恐れがある特定空き家等に対する行政指導や空き家等利用——利活用の媒介制度など、様々な対策を講じることで諸問題の解決を図ってきたところであります。しかしながら、相続が円滑に行われなかったことや、金

銭的な問題、認知能力の——能力の低下などの理由による、改善が困難な空き家が増えている状況もあることから、今後は既存の対策だけではなく、空き家を増やさない予防的な視点も取り入れ、空き家所有者の早期意思決定につなげることができる制度の活用を図るなど、庁内の連携を図って取り組んでいく必要があると考えています。詳細につきましては担当部長より答弁いたします。

○佐藤委員長 鈴木部長。

○鈴木福祉部長 福祉部、鈴木です。補足答弁させていただきます。まず1点目として、具体策として、市による成年後見制度利用の促進の取組と今後、こちらについて答弁させていただきますと思います。平成30年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、取手市においても計画の策定、審議会の設置など、制度の利用促進に取り組んでいるところです。取手市では権利擁護支援のネットワークの中心となって、全体のコーディネートを行う中核機関の機能を、取手市社会福祉協議会の取手市成年後見サポートセンターに委託し、広報業務・相談業務・委託者【「委託者」を「受任者」に発言訂正】の調整支援・家庭裁判所の連携などを行っております。また、取手市成年後見制度利用促進審議会においては、弁護士・司法書士などの法律の専門家、精神保健福祉などの福祉医療関係者を委員として委嘱するとともに、裁判所にもオブザーバーとして出席いただくなど、専門職の知見を反映し取り組んでおります。法に基づく市長による後見開始の審判の請求についても、令和6年度はこれまでに11件の新規の申立てを行い、そのほか申立てに要する費用、成年後見人に対する報酬についても助成を行っているところです。近年の家族形態の変化、家族関係の変化により、引き続き、成年後見制度は一部の市民の生活・権利を守るために必要な制度と捉え、市として市民への成年後見制度の浸透、必要に応じた市長による申立てなどに取り組んでまいりたいと思っております。もう1点なのですが、先ほど山野井副委員長のほうからお話のありました家族信託、こちらの活用の並行ということで御質疑がございました。まず、成年後見制度と家族信託の違いについて答弁させていただきます。この成年後見制度は、認知症・知的障がい・そのほかの精神上的の障がいがあることにより、財産の管理または日常生活等に支障がある方を社会全体で支え合い、非成年後見人などの財産の管理のみならず、信条の保護などを行うものであります。成年後見制度の一連の手続については、家庭裁判所において行われ、申立てから審判には一定の日数を要し、親族がいない場合などで援助の内容に法的対応が必要となる場合は、弁護士・司法書士などの専門職が選任され、後見・補佐・補助等を行う場合もあります。その場合、被後見人から後見人への援助に対する報酬も裁判所が定めることとなります。一方で、家族信託は信託法に定める民事信託のうち、親族間が委託者と受託者となる財産管理手法の一つであり、当事者に意思能力が必要となります。手続としましては、委託者と受託者、こちらの間で信託契約書を作成し、不動産を信託した場合は、法務局にて不動産の名義変更手続を行うものです。この家族信託制度は、成年後見制度と比較しましても、財産管理という面に特化した制度で、比較的手続が簡単で、委託する相手を自由に決められる、受託者の報酬が不要もしくは低く抑えられるといったメリットがあると言われております。一方で、身寄りがなかったり、また既に認知症などで意思能力がない場合などは利用でき

ないこととなります。この家族信託は、先ほども述べた手続委託者と受託者が行うことも可能ですが、司法書士などの専門職に依頼し、行えることが多いと言われております。取手市では司法書士と連携し、毎月第1水曜日に市民のための無料司法書士相談を、また毎月第4日曜日に行政書士団体が市民のための無料行政書士相談を実施しております。また年に数回、各専門職が一堂に会する合同相談会も行っております。このように、当事者間が行う行為である家族信託につきましては、専門家への相談を案内し、適正な財産管理、また円滑な継承、空き家所有者の早期の意思決定などを引き続き支援してまいりたいと思っております。以上です。

○佐藤委員長 山野井副委員長。

○山野井委員 御答弁ありがとうございます。成年後見制度と家族信託は、それぞれのよさがありますので、ただそれを周知していないことには、利用のしようがありませんので、ぜひとも周知の徹底をお願いしたいと思います。最後になりますけれども、空き家対策の長期的なビジョンについて、お伺いします。空き家を発生させない仕組みを構築し、所有者が適切に財産を管理・処分できる環境を整えることが、持続可能なまちづくりにつながると考えています。市として、今後の空き家対策をどのように進めていくのか、その方向性についてお聞かせください。

○佐藤委員長 吉田部長。

○吉田総務部長 総務部、吉田でございます。まず、先ほどの答弁の中で、空き家の実態把握についてということについて、改めて答弁をさせていただきたいと思い——まず先にそこを答弁させていただきたいと思います。主に市民の皆様からの通報に基づきまして、現場確認を行い、管理不全の状況等を把握し、空き家等の実態調査を、今年——新年度の予算に計上いたしまして、そこを台帳管理しているものについて把握をするということを進める予定でいるということ、まず御理解いただきたいと思います。その上で長期的ビジョンについてなんですけれども、こちらにつきましては取手市空き家等対策計画に基づきまして、空き家等の発生抑制・予防、それから空き家等の利活用の促進、管理不全の空き家等の解消という3つの基本方針に基づきまして、空き家対策を推進している状況でございます。1点目の空き家等の発生抑制・予防につきましては、市政協力員や民生委員に対し、空き家等の情報提供について協力依頼を行っているところでございます。2点目の空き家等の利活用促進につきましては、空き家所有者からの希望により、茨城県宅地建物取引業協会への媒介依頼を行う、取手市空き家等利活用の媒介制度を実施している状況でございます。3点目の管理不全の空き家等の改修につきましては、空き家所有者への助言や特定空き家等への行政指導、それから民間と空き家除却促進に向けた協定締結の取組を講じているほか、相続人不存在空き家の財産管理制度の活用を予定しているところでもございます。今後はこれらの空き家対策を継続的に実施していくとともに、基本方針の一つであります空き家等の発生抑制・予防として、先ほど福祉部のほうからも御答弁ありました、空き家所有者の早期の意思決定につながるができる制度の活用や周知などを図るとともに、様々な部門と連携を図りながら空き家対策を講じてまいりたいと、そのように考えているところでございます。以上です。

○佐藤委員長 山野井副委員長。

○山野井委員 御答弁ありがとうございます。今、全国で空き家の数はもう900万軒にも上りまして、ここ10年ぐらいで1,000万軒増えてくるだろうと思います。これが負の遺産になるか、これからの未来への自治体の財産、市民への財産になるかどうか、瀬戸際だと思いますので、ぜひとも頑張ってくださいと思います。ありがとうございました。

次の質疑に行きます……

〔「委員長、すみません」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 鈴木部長。

○鈴木福祉部長 すみません。先ほど私が答弁した内容で、一部訂正をお願いしたいと思います。申し訳ありません。取手市成年後見サポートセンターに委託する業務の中で、本来なら受任者の調整支援と申し上げなければいけないところ、委託者と発言してしまいました。訂正のほうよろしく願いいたします。

○佐藤委員長 訂正のほうを認めます。

山野井副委員長。

○山野井委員 それでは質疑を続けます。次に、教育相談についてお伺いします。委員会の質疑におきまして、学校教育相談員が不足しているのではないかという認識がございます。各中学校区に最低1人は学校教育相談員を配置すべきとの意見が、本委員会内で上がっております。現状の配置状況と、市としてこの問題をどのように認識しているのかをお聞きします。教育相談員は児童生徒が抱える悩みや不安に寄り添い、いじめ・不登校・家庭環境の問題など多岐にわたる課題に対応する重要な役割を担っています。しかし、現在の配置数では十分な対応ができていないのではないのでしょうか。不足していることによるデメリットとして、児童生徒が相談できる環境が限られ、早期の問題発見や適切な支援が遅れるリスクが挙げられます。また、学校現場における教員の負担が増加し、本来の教育活動に支障を来す可能性もあります。各中学校区に1人は配置すべきという本委員会の見解について、市としてどのように受け止め、今後の方針を考えているのか伺います。さらに、相談員の確保が難しい要因として、人材の確保・育成、財源の確保が挙げられますが、市としてこれらの問題にどのように対応していくのか、具体的な施策をお聞かせください。最後に、児童生徒のメンタルヘルス支援や教育環境の充実という観点から、学校教育相談員の配置を充実させることの意義をどのように捉えているのか、また、そのための今後の具体的な取組について、市の方針をお聞かせください。

○佐藤委員長 中村市長。

○中村市長 山野井副委員長の御質疑にご答弁申し上げます。児童生徒のいじめや不登校が全国的に増加傾向にあり、市内においても同様であることは、教育委員会から報告を受け認識をしているところでございます。子どもを主役に置いた社会を実現していく一つとして、4月から創設するこども部とともに、教育委員会の体制強化も必要であると考えております。そのような中、市長就任以来、まず公立小中学校の司令塔である教育委員会指導課に、指導主事を令和6年度に1名増員、さらに令和7年度には、いじめ・不登校への対応そして相談体制の充実を図るため、教育総合支援センターにも指導主事1名の増員を

図るものであります。このように、教育部門においても体制強化を図り、市長部局と教育委員会が連携を図り、こどもまんなか社会の実現に向けた歩みを進めてまいります。教育相談員の強化につきましては、担当部長から答弁をいたします。

○佐藤委員長 井橋部長。

○井橋教育部長 教育委員会、井橋です。市長の補足答弁をさせていただきます。教育総合支援センターへの来所や電話による相談件数は増加しており、より多くの児童生徒及び保護者の相談ニーズに対応することが必要であると認識しています。令和6年度は一般財源で学校教育相談員を4名任用し、また県の派遣制度を活用しスクールカウンセラー5名を配置しています。学校教育相談員は小学校を中心に、スクールカウンセラーは中学校を中心に、児童生徒の発達段階に応じた適切な援助ができるようにしております。御質疑の学校教育相談員の増員についてですが、令和7年度につきましては予算を増額し、予算の承認をいただきましたら、新たに1名を任用し、5名体制でスタートできるよう準備を進めているところでございます。社会の状況が大きく変化する中で、子どもたちの置かれている状況も変化しています。今後につきましても、市内全ての児童生徒が安心して通える学校づくりを進めるとともに、一人一人の状況に応じたきめ細やかな支援を推進し、今後の状況を鑑みまして、学校教育相談員の増員につきましても、人材の確保が難しい中ではありますが、退職した教員等に声かけなどする等して、増員についても検討してまいります。また、市長答弁にもありましたとおり、新たに指導主事1名が教育総合支援センターに配置される予定となっております。指導主事、学校教育相談員ともに増員となり、これまで以上に児童生徒の抱える悩みや不安に寄り添い、学校現場の教員とも連携しながら対応を進めてまいります。児童生徒に対するメンタルサポートの充実や相談体制の強化は、不登校の減少や現場教員の負担感の軽減につながり、より充実した教育環境の整備が図れるよう取り組んでまいります。以上であります。

○佐藤委員長 山野井副委員長。

○山野井委員 御答弁ありがとうございました。教育相談員のメンタルヘルスというのは私は大事だと思ってまして、逆にぎりぎりの人数を——数合わせをやるのにいっぱいいっぱいになるのではなくて、常に多めに人数を配置できるようにするべきだと今後は思っております。どうぞよろしくお願ひします。ありがとうございました。

次に、地域公共交通について、お尋ねします。近年、地方における公共交通は厳しい状況に直面しています。高齢者の免許返納が進む一方で、ドライバー不足や運転手の高齢化、さらに働き方改革による減便など、交通手段の確保が難しくなっています。取手市の建設委員会でも、行政視察を含めた勉強会を重ね、国土交通省が進めるMaaS事業への参入やデマンドタクシーの導入を含めた検討を要望していますが、市として現状をどのように捉え、今後の公共交通の在り方をどのように考えているのか、お聞きします。まず、市内における高齢者の移動手段の確保について、現状の課題と対応策を伺います。高齢者の免許返納が進んでいるにもかかわらず、移動の選択肢が限られていることで、買物や通院が困難になる交通弱者の増加が懸念されます。現行の公共交通機関では、こうしたニーズに十分に対応できているのか、市の認識をお聞かせください。また、交通手段の選択肢を広

げるため、デマンドタクシーの導入やMaaSを活用した柔軟な移動サービスの提供について、市の考えを伺います。次に、公共交通事業者の人材確保とサービス維持についてお聞きします。ドライバーの高齢化が進み、人材不足が深刻化している中で、市内の交通事業者はどのような影響を受けているのでしょうか、また今後の減便や路線縮小の可能性はあるのか、市としての見解をお聞かせください。働き方改革の影響で長時間労働の是正が求められる中、公共交通の維持と労働環境の改善を両立させるために行政として支援できることは何か、市としてどのように持続可能な交通政策を進めていくのか、市の方針をお聞かせください。

○佐藤委員長 中村市長。

○中村市長 山野井副委員長の御質疑にご答弁申し上げます。取手市においても、全国的な傾向と同様に高齢化が進んでおりまして、今後も移動に不便を来す方の割合は増加していくことが予測されることから、高齢者に焦点を当て、移動手段をどのように確保していくのが重要な課題であると認識をしております。こうした中で、取手市は、鉄道や路線バスの補完としてコミュニティバスを運行しているところでございますけれども、市内全域をカバーすることは難しいものと考えております。地区ヒヤリングでも、駅やバス停が近くにない、あったとしても、徒歩移動が難しいなど、さらに住宅団地内への乗り入れやドアトゥードアでの移動手段の導入について多くの御要望をいただいております。既存の公共交通によって、市民の移動ニーズを補充しているとは言い難いと十分認識しているところでございます。そうしたことから、取手市では今年度より地域公共交通計画の策定に着手しており、既存の交通機関との連携強化や役割分担の明確化、そして新しい移動手段の導入検討など、市によって望ましい公共交通の在り方を検討し、将来に向けた持続可能な公共交通網の構築を目指していきたい、そのように考えているところでございます。詳細につきましては、担当部長より答弁いたします。

○佐藤委員長 浅野部長。

○浅野都市整備部長 都市整備部、浅野です。補足答弁をさせていただきます。まず1点目、交通手段の選択肢を広げるため、柔軟な移動サービスの導入についてでございます。市民の移動ニーズを充足するに当たりましては、コミュニティバスだけでカバーし切ることが困難でございます。そうしたカバーできない地域やバス停までの移動が困難な方などに対して、タクシー車両を活用した移動手段は、今後新たに導入を検討する移動手段の一つとして、十分選択肢に入るものと考えております。タクシーを用いた新たな移動手段といたしましては、デマンドタクシーのほか、水戸市や結城市で導入している一括定額運賃制度というものがございまして、利用者全員が同一の金額を支払う乗り合いの方式か、従来のタクシーと同様に割り勘が可能な相乗りの方式かといった違いのほか、デマンドタクシーでは発生するシステムの構築費用などのインシャルコストが一括定額運賃制度では発生しないなどの違いがあります。いずれの制度であっても、利用料金の設定や利用可能な目的地の設定、運行エリアなど、様々な要素について設計していく必要がありますので、市に適した形での導入ができるよう、交通事業者とも協議の上、進めてまいりたいと考えております。また、MaaSにつきましては、目的地までの経路を最適化できるサービス

であり、都内のように移動手段の選択肢が多く、利用時の組合せが多岐にわたる場合ですと、うまく活用することによって交通の利便性が向上する手法と認識しております。そのため、取手市の公共交通網の状況や高齢化が進む利用者の特性を踏まえて、交通事情の異なる都市部で有用な技術の導入が真に取手市に適しているのか、これを慎重に検討していく必要があると考えております。2点目でございます。ドライバーの高齢化・人材不足によって、交通事業者はどのような影響を受けているのかについてでございます。取手市におきましては、運転手の不足により、路線バスの減便や廃止のほか、タクシーの稼働数も減っておりまして、平日夜などにはタクシーが不足する場合もあることを伺っております。この影響はコミュニティバスにおいても同様で、令和6年4月からの働き方改革によって、現在の運転手の数ではコミュニティバスの運行が維持できなくなってしまうことから、緊急的に令和6年4月からの合理的なルート・ダイヤ改正をしたところでございます。現状、どの交通事業者も運転手の確保に向けた採用の強化や待遇の改善などに力を入れており、以前より状況は改善しているものの、依然として厳しい状況にあると伺っております。市としましても、折に触れて路線や便の維持を申入れているほか、一部路線には経営支援として補助金を交付していることもあり、現在のところ、減便や廃止の相談はいただいておりませんが、引き続き予断を許さない状況にあるものと考えております。次に3点目でございます。働き方改革の影響によって、労働環境の改善を両立させるために行政として支援できることは何かについてでございます。交通事業者におきましては、雇用の促進や待遇改善を図っているところですが、それによる費用が経営を圧迫しており、市への支援要請もいただいております。そうした中、交通事業者の採用に対する支援金や運転手の移住支援など、運転手確保に向けた取組を行っている自治体もございます。運転手の確保は、公共交通の利便性を維持向上していくために必須の取組であるものの、今後も人件費やエネルギー価格などの物価が上昇することは十分見込まれることから、交通事業者単独での取組には限界がありますので、将来的にはほかの沿線市と協調した広域的な支援は必要になってくるものと考えております。効率的な公共交通ネットワークの構築は当然のことながら、それに加えて、効果的な経営支援についても検討してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、公共交通を維持していくためには、使っていただくことが最も重要でございまして、様々な機会を通じて、市民の皆様には積極的な御利用をお願いしていく所存でございます。以上でございます。

○佐藤委員長 山野井副委員長。

○山野井委員 御答弁ありがとうございます。これは建設委員会で継続的に訴えてきている内容でして、もう数年前から勉強を重ねていろんな提言をしております。その中で、国が——これ取手だけじゃなくて全国的な問題でして、当然、国もそこに予算をつけて、いろんな取組をしてほしいということで、自治体がそれにアンテナを高くしておいて、すぐにそれを利用できる状況じゃないといけないと思います。エネルギーコストもこれだけ高いですから、もう本当に悪化するスピードが非常に高いので、検討する時間ばかり長くて仕方ないと思いますので、これは責任を持ってしっかりとやっていただきたいと思えます。ありがとうございました。

最後になりますが、防犯に要する経費について、お尋ねをいたします。近年の犯罪傾向を見ると、特殊詐欺や空き巣・強盗事件などが全国的に増加しており、取手市においても防犯対策の強化が求められています。特に、闇バイトによる組織的な犯罪が都市部だけでなく農村部にも及んでいる現状を踏まえ、市の防犯施策について、どのように考えているのかお聞きします。まず、防犯対策の強化策として、防犯カメラの設置が重要視されています。現在、市は、都市部や交通量の多い道路を中心に防犯カメラの設置を進めていますが、空き巣犯は交通量の少ない人目につきにくい地域を狙う傾向にあり、農村部において空き巣被害が多発しているという実態を考慮すれば、設置エリアの見直しが必要ではないでしょうか。現在の防犯カメラの設置基準や農村部への拡充についての方針をお聞かせください。また地域住民の不安を軽減するために、警察や自治会との連携強化についても、市としてどのように取り組んでいくのか伺います。次に、防犯対策として、個人や家庭が導入できる防犯グッズの活用にも注目が集まっています。日立市や龍ヶ崎市では、防犯カメラやセンサーライトなどの防犯グッズ購入費用に対する補助制度を導入しており、市民が自ら防犯対策を強化できる環境を整えています。取手市においても同様の補助制度を検討すべきと考えますが、市の見解をお聞かせください。特に高齢者世帯やひとり暮らしの方など、犯罪の標的になりやすい世帯への支援策について、市としてどのように考えているのか伺います。

○佐藤委員長 中村市長。

○中村市長 山野井副委員長の御質疑にご答弁申し上げます。市では、安心して安全なまちづくりを図るため、平成13年に取手市安心して安全なまちづくり条例を制定するとともに、とりで未来創造プラン2024の重点施策であります、安全安心な生活を送れるまちづくりとして、市内各所への防犯カメラの設置をはじめ、治安向上と犯罪の未然防止につながることを目的としたドライブレコーダー見守り事業、市内2か所の防犯ステーションを拠点とした児童生徒の見守り活動や防犯パトロール、取手市防犯連絡員と共同した、防犯キャンペーンなどの防犯対策を実施してまいりました。引き続き安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、各種施策に取り組んでまいります。詳細につきましては、担当部長から答弁いたします。

○佐藤委員長 吉田部長。

○吉田総務部長 総務、吉田でございます。市長の補足答弁をいたします。質疑にございました防犯カメラの設置につきましては、犯罪抑止効果や、犯罪捜査に有効な場所を警察と協議して選定しております。主に主要交差点や駅前など、流入が多い場所に設置を進めてきたところでございますが、例えば農村部であります市之代地内、それから山王地内、六郷地内にも設置してきたことから、引き続き都市部・農村部にかかわらず、設置に有効な場所について警察と協議をし進めてまいりたいと考えてございます。また、警察との連携につきましては、平素から偽電話詐欺・住宅侵入窃盗等、各種犯罪情報に関して様々な情報提供を受けていることはもちろん、市に市民から寄せられた不審者情報・犯罪情報等に関してパトロール強化の依頼をするなど、地域の実態に即した綿密な連携を図っているところでもございます。自治会を初めとする地域との連携につきましては、主に取手市防

犯連絡員協議会と協働して、各地域における防犯キャンペーン等により、犯罪意識の醸成を図っているところでもございます。防犯対策グッズ等の購入に関する補助制度につきましては、御指摘いただきましたように、日立市を初めとする自治体において、防犯カメラ購入費補助や防犯設備費補助等を導入していることを確認させていただいている状況でもございます。取手市といたしましては、防犯カメラ等犯罪設備の購入補助、それから高齢者等犯罪被害に遭いやすい世帯も含めた犯罪抑止に有効な対策に向けて、先進自治体の調査を進めてまいりたいと考えているところでもございます。市長からの答弁にもありましたように、市といたしましては、安心して暮らせる地域社会の実現のために、既存の防犯対策を有効に実施・継続していくとともに、関係機関との連携を図りながら、各種施策を講じてまいりたいと、そのように考えているところでもございます。以上です。

○佐藤委員長 山野井副委員長。

○山野井委員 今、犯罪グループも大分、巧妙でして、今までの常識が全く通じないような犯罪が増えてます。例えば、今、実際に存在する警察署の電話番号を成り済まして電話をかけるシステムがあったりと、本当に警戒心を強めなきゃいけないなと思います。特にこの防犯カメラとか防犯グッズに関しては、防犯をお金がないから諦めているという方をぜひ救っていただきたいと思いますので、ぜひとも早めに、もう補正予算組んでいただいて結構ですから、ぜひとも精力的にお願いしたいと思います。以上で総括質疑を終わります。ありがとうございました。

○佐藤委員長 以上で委員会としての総括質疑を終わります。

次に、各会派からの総括質疑を行います。本件に対して、各会派からの総括質疑通告はございませんでした。これで議案第19号の質疑を打ち切ります。

当委員会に付託された市長提出議案の討論に入る前に確認します。議会基本条例第11条第2項に、委員会活動を中心に委員間討議を行うものとするがあります。委員間討議が必要と思われる委員は、挙手を願います。——ないようですので、この後、討論・採決を行います。

次に、当委員会に付託された市長提出議案——市長提出議案の討論・採決を行います。討論はございますか。反対討論。

遠山委員。

○遠山委員 議案第19号、令和7年度取手市一般会計予算について、反対討論を行います。予算審査につきましては、私たち日本共産党会派として注視したい事業や、特に課題意識を持ってこれまで取り上げてきた事業について、質疑を通して審査を行ってまいりました。まず、歳入については、不確実なふるさと取手応援寄附金を10億円増とさらに見込んでいる点——ネーミングライツで広告料と言って寄附による収入を得ることも、この際、課題として指摘させていただきます。先日行った中学生議会で、ふるさと納税を増やして子どもたちの公園整備という、そういった提案さえありました。このように、子どもたちにも影響していくわけです。本来の地方財政の在り方を原則とした取手市財政運営を図るべきです。歳出につきましては、私たちも一貫して求めてきました、保育士の処遇改善や藤代子どもクラブ室内にトイレ設置工事費が計上されたことは、大変評価するもの

です。この保育士の処遇改善につきましては、議会で明らかになったのは、中村市長が先頭に立ってこども家庭庁に要請に行った、その点について、今回予算審査の中で、私は障がい児保育の請負——受入れ状況、この点についても拡充を求める立場で質疑を行ったわけなんですけれども、追加答弁ということで担当課のほうに行きましたら、中村市長は家庭庁に行った際に、この障がい児保育の拡充についても実は要請されたんですということ、職員の皆さん、本当に心強いといった感じで、そういった話も聞かせていただきました。やっぱり政治姿勢——市長の——首長のやっぱり積極的なこういった政治姿勢が職員を励ますことにもなるし、強いては市民に対するサービスの充実といえますか、そういったところにつながるということを、私はこの討論の機会にあえて申し述べておきたいと思えますし、特会の議員の皆さんと共有したいなと思って、あえてこの場で発言をさせていただきます。しかしながら、指摘もしなければなりません。学校体育館空調設備設置も大変評価——もちろん評価するものです。ただし子ども優先は分かるんですけれども、予算審査なので、取手市財政の在り方で、20校もの小中学校施設を持つ当市、取手市ですから、文科省が適切とする政策を示しています。補助事業内容は大変重要なものとなっています。工事発注は本予算に基づき行われるものですので、再考を提起したいと思っています。また、徴収困難な事案とはいえ、茨城租税債権管理機構への移管による徴収の在り方、投票率の向上——対策も一歩踏み出した感はあるものの、投票所のさらなる確保やバリアフリー化など、まだまだやれるはず。指定管理者の変更による問題も、利用者から不満の声が出ていたように、公共施設の在り方も問われるところです。同じように、放課後子どもクラブの民営化の目的達成と見える化もこどもまんなか社会を目指し取り組む上で提起しておきたいと思えます。また、子どもの医療費無料化ですとか学校給食費の無償化、せめて軽減策は子育て支援事業として実施するべきです。今回この特会で6項目について、より充実させたいと、特会のメンバー委員全員が一致して、山野井副委員長による総括質疑につながったわけです。これらの項目を、私ども日本共産党会派としては問題提起したい点ということをあえて申し述べまして、反対討論といたします。以上です。

○佐藤委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 討論なしと認めます。以上で当委員会に付託された市長提出議案の討論を打ち切ります。

これより採決を行います。採決は挙手によって行います。

議案第19号、令和7年度取手市一般会計予算について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 賛成多数です。よって、議案第19号は可決しました。

これで当委員会に付託された市長提出議案の審査は終了しました。

これで一般会計予算・決算審査特別委員会を散会します。

午後 時 分散会

取手市議会委員会条例第 31 条第 1 項の規定により署名又は押印する。

一般会計予算・決算審査特別委員会委員長 _____

速報版 ● 未校正